

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	3

告 示

高知県告示第556号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成29年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県商品流通調査
- 調査の目的
県内外地域間における商品の流通状況を把握し、平成27年高知県産業連関表作成のための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業所
 - 属性
県内の製造事業所のうち、別に定める商品流通調査品目表に掲げる322品目を生産している事業所
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 事業所名
 - 所在地
 - 生産品目
 - 製造品の自工場生産額
 - 自工場生産額のうち自工場消費額

- 自工場生産額のうち輸出出荷額
 - 自工場生産額のうち国内出荷額
 - 国内出荷額のうち消費地別構成比
 - 業種別構成比
- (2) その基準となる期間

平成27年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者

- 数
378事業所
- 選定方法
工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に事業所を並べ、県内シェアの約80パーセントをカバーするよう選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が事業所に直接報告を求める。
- 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成29年8月16日から同年9月30日まで

高知県告示第557号

長岡郡大豊町中村大王の一部地区及び高岡郡日高村下分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 大豊町
 - 日高村
- 調査を行った地域及び時期
 - 長岡郡大豊町中村大王の一部
平成24年度及び平成25年度
 - 高岡郡日高村下分の一部
平成24年度及び平成25年度
- 成果の名称
 - 大豊町地籍図及び地籍簿
 - 日高村地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成29年7月21日

高知県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年7月21日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 須崎仁ノ
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内灰方字長ハエ1145番1から須崎市浦ノ内灰方字長ハエ1322番1まで	前	5.4 9.6	108
	後	5.4 10.3	108

高知県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年7月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 須崎仁ノ
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内灰方字長ハエ1145番1から須崎市浦ノ内灰方字長ハエ1322番1まで	108	平成29年7月21日

監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

<p>平成29年7月21日</p> <p style="text-align: right;">高知県監査委員 29高行管第98号 平成29年6月30日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>平成28年度行政監査結果に対する措置について（通知）</p> <p>平成29年2月20日付け28高監報第15号で報告のありました、平成28年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査委員の意見</p> <p>監査の結果、AEDは、適正な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある機器であるにもかかわらず、厚生労働省通知で示されたAEDの設置者等が行うべき事項等について、取組が十分でないものが認められた。</p> <p>(1) AEDの点検状況について</p> <p>点検担当者を配置していないもの、点検を日常的に行っていないもの、点検の結果を記録していないものなどが見受けられた。</p> <p>AEDを使用する必要が生じた時に、AEDが正常に稼働しないといった事態にならないよう、点検担当者を当番制としたり、複数人の配置を行うなどの方法を含め、点検担当者を配置して日常点検を実施し、その結果を記録するようにされたい。</p> <p>(2) 消耗品の管理状況及びAEDの更新について</p> <p>AED本体や収納ケースに表示ラベルを取り付けていないものがあつた。表示ラベルは、その記載内容を確認することで消耗品の交換時期を把握するための基本的な手段である。必ず取り付け、消耗品の交換を遅滞なく行うようにされたい。</p> <p>また、AED本体の更新について、予定なしとしているものが多数あつたが、計画的な更新を行うよう努められたい。</p> <p>(3) AEDの操作方法の習得について</p> <p>操作方法の講習を受講した者が全くない職場はなかったが、実際にAEDを使用した事例もあり、危急の事態に速やかに対応するためには、一度限りの受講ではなく、継続的な受講が必要不可欠である。</p> <p>できるだけ多くの職員がAEDの設置の意義を認識し、定期的に講習に参加するとともに、組織としても各職員の参加履歴を管理するなどして、継続的かつスムーズに操作方法の講習を受講できる環境づくりに努められたい。</p>	<p>(4) AEDの設置場所の周知について</p> <p>AEDは、突然、緊急に必要なものであり、設置場所がすぐに分かるようにしておくことが必要である。見やすい場所への設置を心がけるとともに、設置場所の案内表示や職員への周知など、複数の方法で周知するよう努められたい。</p> <p>また、AEDの設置情報は、積極的な公開が望まれる。現在、設置情報を登録していない施設についても、設置情報の登録及び公開をするよう努められたい。</p> <p>(5) AEDの設置及び管理基準等について</p> <p>現在、県税事務所や土木事務所、農業振興センターなど、AEDが設置されていない県有施設においても、施設に訪れる県民や周辺の住民、さらに職員自体に不測の事態が起きることも考えられる。</p> <p>AEDには法的な設置義務はないが、県有施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な態勢をとっておくことが必要であると考えます。</p> <p>このため、県有施設へのAEDの設置及び管理について全庁的な基準を策定するとともに、県有施設のAEDを一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておく必要があるのではないかと考えます。</p> <p>2 措置の内容</p> <p>本県における県有施設へのAEDの配置については、これまで、体育施設など必要性が高いと思われる施設から順次設置をすることとし、設置の可否や設置の場所などの具体的な検討は、各施設の管理者が当該施設の利用者数や医療機関との距離などを考慮して行うこととしてきました。</p> <p>県全体では、平成18年度に集中的に整備を行ったうえで、その後も、施設の管理者等の判断により適宜設置を進めてきたところです。</p> <p>また、設置したAEDの点検や更新などの適正な管理、操作の習得、設置場所の周知については、各施設の管理者において取り組んできました。</p> <p>今回の監査では、こうした県有施設におけるAEDの管理等について、更に適正化を図るとともに、設置や管理の基準を設け、一元的に管理・指導を行うべきとの意見をいただきました。</p> <p>県としましては、AEDの設置については、先述の当該施設の利用者数や医療機関との距離などの周辺の状況、適切な管理体制の確保の可否などを考慮することが必要と考えますので、各施設の管理者等の判断に任せるとしつつ、設置したAEDの管理につきましては、厚生労働省から示された管理方法に沿った対応がなされるよう、速やかに対処すべきことと、継続的に対応すべきことに分けて措置を講じることとします。</p> <p>まず、速やかに対処すべきこととしては、AEDの管理の適</p>	<p>正化と未設置の施設への配置の検討、設置場所の周知を促すことが必要であることから、平成29年6月5日付けで健康政策部長から、各部局長、教育長、公営企業局長及び警察本部長に対し、今回の監査意見と合わせ、厚生労働省から示されているAEDの適正管理や点検のポイントに関する通知、また、平成25年9月に厚生労働省が公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」（AED設置施設的具体例が掲載）、全国AEDマップ（一般財団法人日本救急医療財団ホームページ）への登録方法等を記した通知を發出し、全所属に周知しました（別添参照）。</p> <p>次に、継続的に対応すべきこととしては、AEDの動作確認や操作訓練などは、日頃から設置現場において意識され、実施される必要があることから、AEDを設置した施設の管理者等に対して定期的な注意喚起を行うこととします。</p> <p>具体的には、施設の管理担当者が交代する可能性がある毎年度当初に、上述のようなAEDの適正な管理、新規設置の検討や設置場所の周知を呼び掛ける通知を健康政策部から全庁に發出することとします。これを踏まえて、県有施設の所管課は、当該通知を施設の管理者に周知し、AEDの適正な管理等を求めます。</p> <p>また、厚生労働省からAEDの管理等に関する新たな通知等が示された場合には、年度途中においても、健康政策部から、その都度全庁に周知を行います。</p> <p>なお、提言のあつたAEDの設置及び管理基準に関しては、先に述べた厚生労働省の「ガイドライン」などが参考になると考えられ、また、こうした管理や指導を一元的に行う組織の設置につきましては、健康政策部や県有施設の所管課が、それぞれの立場で所管課や施設の管理者に対して、定期的かつ継続的に注意喚起を行う体制を構築することで、最も重要である現場の意識を向上させることが可能であると考えられることから、当面はこうした体制をとっていくことで対応してまいりたいと考えます。</p>
--	---	---

別添

29 高 医 政 第 192 号
平成 29 年 6 月 5 日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
公 営 企 業 局 長 様
警 察 本 部 長 様

健康政策部長

自動体外式除細動器（AED）の適正な管理等及び設置の促進について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）につきましては、これまで「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（平成22年5月17日付け22高医薬第257号医療業務課長通知）」等に基づき、適正な管理等をお願いしていたところですが、平成28年度の行政監査において、監査委員より県有施設に設置しているAEDの管理等についての取組が十分でないとの意見が示されました。

AEDは心肺停止時の救命率の向上に効果がある一方、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器であることから、各部署におかれましては、前記の通知内容を再度確認のうえ、所管施設に設置しているAEDについて適正に管理及び使用するよう、各所属長に対する指導をお願いします。

また、AEDの設置には法的な設置義務はないものの、県民の命を守る十分な態勢を整える為にも、一般財団法人日本救急医療財団が公表している「AEDの適正配置に関するガイドライン」が示すAEDの設置が推奨される施設（例）に示されている場所への積極的な設置を含む所管施設への適正な配置に努めていただくようお願いします。

併せて、AEDは、その設置情報を広く周知し、緊急時に使用できるようにする必要がありますので、各県有施設のAED設置情報について、全国AEDマップ（一般財団法人日本救急医療財団ホームページ）に登録していただきますようお願いいたします。

【参考資料】

- 平成28年度 監査結果報告書（平成29年3月10日付け監査公表第2号）
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/files/2013080900137/H28gyouseikansakekka.pdf>
- 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（平成22年5月17日付け22高医薬第257号医療業務課長通知）
<http://bbs.pref.kochi.lg.jp/bbs/kenkou/1313012010052001/kenkou377.html>
- AEDを点検しましょう！（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/index.html
- AEDの適正配置に関するガイドライン（一般財団法人日本救急医療財団ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000024513.pdf>
- 全国AEDマップ（一般財団法人日本救急医療財団ホームページ）
<https://www.qqzaidanmap.jp/>
- AED設置場所登録申請（一般財団法人日本救急医療財団ホームページ）
<http://qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

問合せ先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
健康政策部医療政策課（設置促進に関すること）
Tel：088-823-9667 Fax：088-823-9137
健康政策部医事業務課（機器の適正管理に関すること）
Tel：088-823-9682 Fax：088-823-9137

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第29号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「第24条に規定する正規の提示数」を「任用すべき者の数」に改める。

第23条の見出し中「正規提示」を「提示」に改め、同条第1項中「名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の当該職を志望すると認められる者を当該名簿からの」を「名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「が正規の提示数」を「が任用すべき者の数」に改め、「同項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで」を削り、同条第3項中「正規の提示数」を「任用すべき者の数」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条中「第28条ただし書の場合及び」を削る。

第25条の2中「前3条」を「第23条及び前条」に改める。

第28条及び第29条を次のように改める。

第28条及び第29条 削除

第30条中「前2条の規定により」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第15条関係）

名簿の名称 試験区分（職種）	年度 職名	候補者名簿（No.） 第1次試験 第2次試験	確定年月日 失効年月日	年 月 日 年 月 日	高知県人事委員会委員長 高知県人事委員会委員長	⑩ ⑩								
順位	氏名	住所又は 所属	住所又は 所属	最終学歴 及び資格 免許	受験 番号	希望部局 第1希望 第2希望	採用時期 又は延滞 理由	提示			辞退	任用	備考 （削除 復活 変更）	
								第1回	第2回	第3回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
								日付	日付	日付	理由	勤務 課所		
								結果	結果	結果				
								部局	部局	部局				
								付	付	付				

附 則
この規則は、公布の日から施行する。